

## Adam byGMO利用規約

利用者が、当社が提供するAdam byGMOを利用するには、この利用規約(以下「本規約」といいます。)をご確認の上、本規約に同意いただく必要があります。Adam byGMOを利用することにより、利用者及び当社間に本規約を内容とした利用契約が成立します。

### 第1章 総則

#### 第1条 (適用)

1. 本規約は、当社によるAdam byGMOの提供条件、及び利用者と当社間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者と当社間のAdam byGMOに関連する一切の關係に適用されるものとします。
2. Adam byGMOの利用には、本規約に加え、当社が別に定める個別規約(以下「個別規約」といいます。)及びガイドライン(<https://support.adam.jp/hc/ja/articles/4405130928921>) (以下「本ガイドライン」といいます。)並びにプライバシーポリシー(<https://support.adam.jp/hc/ja/articles/4413984635033>)が併せて適用されます。
3. 本規約の規定と、個別規約の規定の間で、相違又は矛盾がある場合は、個別規約の規定が優先するものとします。本規約及び個別規約の規定は、本ガイドラインの規定に優先するものとします。

#### 第2条 (定義)

本規約において使用する用語の意義は、以下に定めるとおりとします。

- (1) 「当社」とは、GMOアダム株式会社(GMO Adam, Inc.)をいいます。
- (2) 「本規約」とは、このAdam byGMO利用規約をいいます。
- (3) 「個別規約」とは、Adam byGMOの個別サービスに関して、当社が本規約とは別に定める当該サービスに係る利用規約をいいます。
- (4) 「本ガイドライン」とは、当社が別に定めるガイドライン(<https://support.adam.jp/hc/ja/articles/4405130928921>)をいいます。
- (5) 「本規約等」とは、本規約、個別規約及び本ガイドラインをいいます。
- (6) 「NFT」とは、Non-Fungible Tokenをいいます。
- (7) 「Mint」とは、イーサリアム・ブロックチェーン上に固有かつ非代替性のトークン(Token)を発行することをいいます。
- (8) 「Adam byGMO」とは、NFT及びMint可能なオフチェーンのトークンについて、出品、販売、入札、落札、購入、無償配布、表示、アクセス、閲覧、在庫、出庫その他の利用をすることができる、当社が提供するNFTプラットフォーム及びそのウェブサイト、アプリケーション並びにこれらに関連又は付随して当社が運営し提供する全てのサービスをいい、個別サービスを当然に含みます。
- (9) 「アイテム」とは、Adam byGMOにおいて、取引の目的となるNFT及びMint可能なオフチェーンのトークンをいいます。
- (10) 「作品」とは、アイテムに紐づくデジタルコンテンツをいいます。
- (11) 「商品」とは、アイテムとセットで販売される物をいいます。
- (12) 「コンテンツ利用行為」とは、Adam byGMO上に保有者として表示すること、Mintすること、複製、上演、演奏、上映、公衆送信、口述、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、公表、改変、氏名表示、情報解析等をいいます。
- (13) 「不正アイテム」とは、(i)第三者の知的財産権、人格権若しくは営業秘密・ノウハウ等を侵害し、又は侵害するおそれがあるアイテム、(ii)本規約等、法令等若しくは公序良俗に違反し、又は違反するおそれがあるアイテム、又は(iii)金融商品取引法上の有価証券、前払式支払手段、暗号資産、為替取引その他決済手段等に該当し、又は該当するおそれがあるアイテムをいいます。
- (14) 「利用者」とは、(i)Adam byGMOにアクセスする方、(ii)Adam byGMOにおいてアイテムを出品、販売、入札、落札、購入、無償配布、表示、アクセス、閲覧、出庫、在庫する方、(iii)その

他のAdam byGMOを利用する方をいいます。作成者、出品者、入札者、落札者、購入者、保有者は、いずれも利用者に含まれます。

- (15) 「作成者」とは、その作品に紐づくアイテムが不正アイテムに該当しない方をいい、具体的には、(i)アイテムに紐づく作品に係る知的財産権及び人格権を適法かつ有効に保有する権利者、及び(ii)アイテムに紐づく作品に関する知的財産権及び人格権に係る適法かつ有効な管理委託を受けた方が含まれます。
- (16) 「1次出品」とは、作成者の作品を、Adam byGMOにおいて販売可能なアイテムにした上で、これを最初に販売することをいいます。
- (17) 「2次出品」とは、Adam byGMOにおいて購入し、又は無償配布にて受け取ったアイテムを、Adam byGMOにおいて第三者へ販売することをいいます。
- (18) 「出品」とは、1次出品又は2次出品をいいます。
- (19) 「1次出品者」とは、そのアイテムを販売するために、Adam byGMOにおいてクリエイターアカウントの登録が完了した方をいいます。
- (20) 「2次出品者」とは、2次出品をする方をいいます。
- (21) 「出品者」とは、1次出品者又は2次出品者をいいます。
- (22) 「定額販売」とは、出品者がアイテムの価格を指定して販売する方法をいいます。
- (23) 「オークション販売」とは、出品者がアイテムをオークション形式で販売する方法をいいます。
- (24) 「購入者」とは、Adam byGMOにおいてアイテムを購入する方をいいます。
- (25) 「入札者」とは、Adam byGMOにおいてオークション販売されるアイテムを購入しようとして入札する方をいいます。
- (26) 「落札者」とは、入札者のうち、入札したアイテム代金が最高価格であるため、購入者としてアイテムに係る取引契約の当事者となった方をいいます。
- (27) 「取引契約」とは、本規約等に従った、出品者及び購入者の間の、アイテムに係る売買契約又は交換契約をいいます。
- (28) 「保有者」とは、アイテムを保有している方をいいます。
- (29) 「アイテム代金」とは、Adam byGMOにおいて販売されるアイテムの価格をいいます。
- (30) 「ロイヤリティ」とは、2次出品されたアイテムに係る取引契約のアイテム代金の一部であって、当該アイテムに紐づく作品の作成者等が受領できる金額をいいます。
- (31) 「入庫」とは、保有者がAdam byGMO以外において保有しているNFTを外部のアドレスから当社が管理するアドレスに送信することをいいます。
- (32) 「出庫」とは、保有者がAdam byGMOにおいて保有しているアイテムを当社の管理するアドレスから指定のアドレスに送信することをいいます。なお、最初にアイテムが出庫される場合限り、当該アイテムは当社の管理するアドレスから指定のアドレスに送信されるのではなく、指定のアドレスに対してスマートコントラクトから付与されます。
- (33) 「ユーザーアカウント」とは、Adam byGMOにおいてアイテムの購入、2次出品、販売、表示等をするために必要な地位をいいます。
- (34) 「クリエイターアカウント」とは、Adam byGMOにおいてアイテムの1次出品をするために必要な地位をいいます。
- (35) 「マイページ」とは、ユーザーアカウント登録した利用者がアイテムの利用状況、並びに登録内容・手続の設定・確認及び進捗状況の確認等をするためのウェブページをいいます。
- (36) 「利用契約」とは、本規約等を契約条件として利用者と当社の間で成立するAdam byGMOの利用契約をいいます。
- (37) 「法令等」とは、条約、法律、条例、省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、命令、通達、ガイドライン及び行政機関の政策等をいいます。
- (38) 「制限行為能力者」とは、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人をいいます。
- (39) 「法定代理人等」とは、法定代理人、成年後見人、保佐人又は補助人をいいます。
- (40) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、著作隣接権、商標権その他知的財産に関して法令等により定められた権利又は法律上保護される利益をいいます。
- (41) 「人格権」とは、名誉権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権、著作者人格権その他権利利益をいいます。
- (42) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、

暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの者と密接な関わりを有する者若しくはこれらに準じる者をいいます。

- (43)「制裁対象者」とは、第41条(輸出規制及び制裁)第1項各号に掲げる事項のいずれかに違反する者をいいます。

### 第3条 (利用者の個人情報の取扱い)

当社による利用者の個人情報の取扱いについては、当社が別に定める「プライバシーポリシー」(<https://support.adam.jp/hc/ja/articles/4413984635033>)によるものとし、利用者は当該プライバシーポリシーに同意するものとします。

### 第4条 (Adam byGMO上のアイテム)

1. Adam byGMOにおいて1次出品されるアイテムは、出庫によりMintされるまでは、Mint可能なオフチェーンのトークンであり、その固有性及び非代替性はAdam byGMOにより保証され、当該アイテムの取引についてはAdam byGMOによりオフチェーンで記録及び管理されます。当該アイテムについて、保有者はいつでも出庫することができ、出庫をする時にMintされます。
2. Mintされたアイテムの取引については、イーサリアム・ブロックチェーン上に記録されます。但し、Adam byGMO上における取引についてはこの限りではありません。
3. アイテムが不正アイテムである場合、当該アイテムは、保有者の有無を問わず、Adam byGMOから消去されます。不正アイテムが消去されることに起因又は関連して保有者に生じた損害については、当該アイテムの1次出品者が責任を負うものとします。

### 第5条 (NFTとブロックチェーン)

1. 当社は、イーサリアム・ブロックチェーンを保有、運用又は管理するものではないため、イーサリアム・ブロックチェーンが利用者の特定の目的に適合すること、完全性、正確性若しくは有用性を有すること、継続的に利用できること、又は不具合が生じないことに関して何ら保証するものではありません。
2. イーサリアム・ブロックチェーンに起因又は関連して利用者に損害が生じた場合でも、当社は何ら責任を負わないものとします。但し、当社がイーサリアム・ブロックチェーン上に作成したスマートコントラクトのプログラムについてはこの限りではありません。
3. イーサリアム・ブロックチェーンのハードフォークが生じた場合でも、新たに生じたトークンについて当社は何ら関与しないものとし、当該ハードフォークに起因又は関連して利用者に損害が生じた場合でも、当社は何ら責任を負わないものとします。
4. 利用者は、イーサリアム・ブロックチェーンにおけるネットワーク手数料であるガス代は、当社が管理又は決定するものではなく、変動が予測できず、かつ、如何なる場合でも利用者に返還されないことを了承するものとします。利用者は、取引をする際に、自己の責任と負担により、ネットワーク手数料であるガス代の上限を設定するものとします。
5. Adam byGMOの利用には、NFTの移転及び保有のために、当社が別に定める第三者が提供するサービス(ウォレットを含みますが、これに限られません。)を利用する必要があります。利用者は第三者が提供するサービスに関しては、当該第三者の定める利用規約等を遵守するものとします。これらの第三者が提供するサービスに起因又は関連して利用者に損害が生じた場合でも、当社は何ら責任を負わないものとします。

### 第6条 (本規約等の変更)

1. 本規約等の規定は、法令等の制定・改廃・解釈変更、行政機関の処分・命令・指導、自主規制規則の制定・改廃その他業務上の必要が生じた場合、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定並びにその効力発生時期は、第43条(通知)の規定に定める方法により、事前に利用者に周知します。
2. 利用者は、前項の規定変更の効力発生日以降もAdam byGMOを利用した場合、変更後の新しい規定に同意したものとし、利用者と弊社の間で新しい規定に基づく利用契約の効力が発生するものとします。

## 第2章 アカウント

### 第7条 (ユーザーアカウント登録)

1. 利用者がAdam byGMOの利用を希望するときは、当社ウェブサイト上において当社所定の情報を登録することにより、ユーザーアカウント登録の申込みをするものとします。利用者がユーザーアカウント登録をしたとき、利用者は登録情報が真実かつ正確であることを保証し、かつ、本規約等に同意したものとみなします。
2. 利用者は、ユーザーアカウント登録の申込みを行った後は、当該申込みを撤回することができません。
3. 当社は、ユーザーアカウント登録の申込みを行った利用者に対して、当社所定の本人確認をすることができます。
4. 当社は、利用者からユーザーアカウント登録の申込みを受けたときは、ユーザーアカウント登録の可否を審査し、審査結果を利用者に通知します。当社が、ユーザーアカウント登録を認める場合には、当社がその旨の通知を行ったことをもって利用者のユーザーアカウント登録が完了したものとします。
5. 利用者のユーザーアカウント登録が完了したときは、利用者はユーザーアカウントを取得します。
6. 利用者によるユーザーアカウント登録の申込みを受けた場合であっても、以下の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合(以下「ユーザー登録拒否事由」といいます。)、当社は利用者によるユーザーアカウント登録の申込みに対してお断りできるものとします。当社は、ユーザーアカウント登録の可否に関する審査結果の理由については一切開示しません。
  - (1) 法令等違反、犯罪行為又は本規約等違反がある場合
  - (2) 過去に、法令等違反、犯罪行為又は本規約等違反があった場合
  - (3) 登録情報に虚偽がある場合
  - (4) 反社会的勢力又は制裁対象者に該当する場合
  - (5) 当社所定の本人確認に応じない場合
  - (6) 不正アイテムの出品又は販売等をしたことがある場合
  - (7) 制限行為能力者であって、法定代理人等の同意等を得ていない場合
  - (8) (欧州経済領域(EEA)にお住まいの方で) 16歳未満の場合
  - (9) クレジットカード会社等の決済手段の支払承認が受けられないことが明らかになった場合、クレジットカード等の不正利用が発覚した場合又は不正利用の疑いがある場合
  - (10) 上記各号の他、当社が合理的理由によりユーザーアカウント登録の申込みに対してお断りする必要があると判断した場合

### 第8条 (登録情報の変更)

1. 利用者は、当社に提供した登録情報に変更があった場合、速やかに、マイページにおいて登録情報の変更を行うことにより、当該変更事由を当社に通知するものとします。利用者が当該通知を速やかに行わなかったことに起因又は関連して損害を被った場合、当社は何ら責任を負わないものとします。
2. 前項の場合、利用者が氏名、郵便番号、住所、メールアドレス、電話番号、生年月日その他の重要情報を変更しようとするときは、当社所定の本人確認書類を当社に提出するものとします。

### 第9条 (ユーザーアカウントの管理)

1. 利用者は、ID・パスワード等のユーザーアカウント情報について、自らの責任において厳重に保管及び管理するものとします。
2. 利用者のユーザーアカウント情報を使用したログインによりAdam byGMOの利用があったときは、当該ユーザーアカウント情報に係る利用者ご本人が当該利用をしたものとみなします。但し、当社の故意又は過失により、利用者ご本人以外の第三者が利用者のユーザーアカウント情報を使用してログインした場合はこの限りではありません。

3. 利用者のユーザーアカウント情報が盗難、紛失、漏えい、若しくは第三者に利用された場合、又はそのおそれがある場合、利用者はその旨を速やかに当社に通知するとともに、当社の指示に従うものとします。
4. 利用者によるユーザーアカウント情報の紛失、漏えいその他利用者の責に帰すべき事由により、ユーザーアカウントへのログインが不可能となった場合、又は第三者に利用された場合に生じる利用者の損害について、当社は何ら責任を負いません。
5. 当社は、ユーザーアカウント登録した利用者に対して、当社所定の本人確認をすることができます。

#### 第10条（利用者によるユーザーアカウントの削除）

利用者が自らのユーザーアカウントの削除を希望する場合、マイページにおいて当社所定の手続を行うことによりユーザーアカウントの削除を行うことができます。但し、利用者が当社又は他の利用者に対して債務を負担している場合はこの限りではありません。

#### 第11条（当社によるユーザーアカウントの停止・削除）

1. 当社は、利用者が以下の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、又は該当するおそれがある場合、事前に利用者へ通知又は催告をすることなく、かつ、利用者へ生じる損害について何らの責任を負うことなく、利用者のユーザーアカウントの全部若しくは一部を停止し、又はユーザーアカウントの削除をすることができるものとします。
  - (1) ユーザーアカウントが本人以外の第三者に不正利用又は盗用された場合
  - (2) 当社所定の本人確認に応じない場合
  - (3) 第32条(禁止行為)の規定に違反した場合
  - (4) 利用者が自らの表明保証又は誓約事項に違反した場合
  - (5) 当社が利用者へ通知してから7営業日以上返信がない等連絡不能になった場合
  - (6) クレジットカード会社等の決済手段の支払承認が受けられないことが明らかになった場合、クレジットカード等の不正利用が発覚した場合又は不正利用の疑いがある場合
  - (7) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合、又は手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - (8) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (9) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自らで申立てを行った場合
  - (10) 解散の決議をした場合
  - (11) 利用者(自然人に限ります。)について相続が開始した場合
  - (12) ユーザーアカウント登録時にユーザー登録拒否事由に該当していた場合
  - (13) クリエイターアカウント登録時に1次出品者登録拒否事由に該当していた場合
  - (14) アイテムを保有せず、かつ、ユーザーアカウントを1年以上使用しない場合
  - (15) 上記各号の他、利用者と当社との信頼関係が失われ、ユーザーアカウントを継続し難い重大な事由が生じた場合
2. 前項に規定する場合以外に、利用者が利用契約に違反し、当社が相当期間の定めをした是正の催告をしたにもかかわらず、利用者が当該催告後相当期間以内に当該違反を是正しなかった場合、当社は、利用者へ生じる損害について何らの責任を負うことなく、利用者のユーザーアカウントの全部若しくは一部を停止し、又はユーザーアカウントの削除をすることができます。この場合、ユーザーアカウントの削除は当社の利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
3. 前2項の場合、利用者が当社又は他の利用者に対して負担する債務があるときは、当該債務の一切について当然に期限の利益を失うものとします。

#### 第12条（ユーザーアカウントの削除）

1. ユーザーアカウントの削除時に、利用者のユーザーアカウントは消滅します。
2. 利用者のユーザーアカウントを削除した場合、当該削除以後、当社は利用者の登録情報又は保有するアイテム情報の保存・保管義務を負わず、利用者は保有するアイテムを利用する

ことができなくなります。この場合、利用者が再度ユーザーアカウント登録をしたときでも、削除されたユーザーアカウントで保有していたアイテムを利用できません。

3. 利用者は、ユーザーアカウント削除前に、自らの責任と費用により、保有するアイテムを販売又は出庫させることができます。

### 第13条（クリエイターアカウント）

1. 利用者が1次出品者として作品を1次出品するためには、クリエイターアカウント登録をする必要があります。当社は、クリエイターアカウント登録の可否に係る審査について、当社の単独の、かつ、自由な裁量により判断することができるものとします。なお、利用者によるクリエイターアカウント登録に係る審査の申込みを受けた場合であって、以下の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合（以下「1次出品者登録拒否事由」といいます。）、当社は利用者によるクリエイターアカウント登録の申込みに対してお断りすることとしております。当社はクリエイターアカウント登録の可否に関する審査結果の理由については一切開示しません。
  - (1) 法令等違反、犯罪行為又は本規約等違反がある場合
  - (2) 過去に、法令等違反、犯罪行為又は本規約等違反があった場合
  - (3) 登録情報に虚偽がある場合
  - (4) 反社会的勢力又は制裁対象者に該当する場合
  - (5) 当社所定の本人確認に応じない場合
  - (6) 不正アイテムの出品又は販売等をしたことがある場合
  - (7) 制限行為能力者であって、法定代理人等の同意等を得ていない場合
  - (8) （欧州経済領域（EEA）にお住まいの方で）16歳未満の場合
  - (9) クレジットカード会社等の決済手段の支払承認が受けられないことが明らかになった場合、クレジットカード等の不正利用が発覚した場合又は不正利用の疑いがある場合
  - (10) 上記各号の他、当社が合理的理由によりクリエイターアカウント登録の申込みに対してお断りする必要があると判断した場合
2. 第7条第1項から第5項まで、及び第8条から第12条までの規定は、クリエイターアカウントに準用します。

## 第3章 出品及び販売

### 第14条（1次出品）

1. 1次出品するためには、クリエイターアカウントの登録完了が必要です。
2. 1次出品者は、作品の1次出品を希望するときは、当該作品及び当社所定の情報を当社に提供し、当該作品について当社に審査依頼をするものとします。当社は、審査依頼を受けた作品について1次出品の可否を審査し、審査結果を当該1次出品者に通知するものとします。当社は、1次出品の可否に係る審査について、当社の単独の、かつ、自由な裁量により判断できるものとします。当社は、1次出品の可否に関する審査結果の理由については、当社の単独の、かつ、自由な裁量により開示しないことができます。
3. 1次出品者（法人に限ります。）は、作品の審査依頼時及び1次出品時において、以下の各号に掲げる事項につき、真実かつ正確であることを表明し、及び保証します。
  - (1) 1次出品者は、日本法に準拠して適法に設立され、かつ、現在有効に存続する法人であって、1次出品のために必要な権利能力及び行為能力を有すること
  - (2) 1次出品者による1次出品は、1次出品者の法人の目的の範囲内の行為であり、1次出品者はこれらについて法令等及び1次出品者の定款その他社内規則において必要とされる全ての手続を完了していること
  - (3) 1次出品者による1次出品は、(i)1次出品者を拘束する法令等に反することはなく、(ii) 1次出品者の定款その他社内規則に反することはなく、かつ、(iii) 1次出品者を当事者とする契約に反するものではないこと
  - (4) 1次出品者はアイテムに紐づく作品の作成者であること
  - (5) 1次出品者による1次出品は、第三者の知的財産権、人格権その他の権利利益、又は営

- 業秘密・ノウハウ等を侵害するものではないこと
- (6) 作品に第三者作成のコンテンツが含まれる場合は、当該第三者から1次出品に必要な全てのコンテンツ利用権を事前に取得していること
  - (7) 1次出品するアイテムは不正アイテムに該当しないこと
  - (8) 1次出品に係る作品の権利関係につき、訴訟、請求その他紛争が生じていないこと
  - (9) 1次出品するアイテムに紐付く作品は、過去にそれに紐付くNFTが販売されたことのないこと
4. 1次出品者(自然人に限ります。)は、作品の審査依頼時及び1次出品時において、以下の各号に掲げる事項につき、真実かつ正確であることを表明し、及び保証します。
- (1) 1次出品者は、1次出品のために必要な権利能力及び行為能力を有すること
  - (2) 1次出品者が制限行為能力者の場合は、1次出品に関してその法定代理人等の事前の同意等を取得していること
  - (3) 1次出品者による1次出品は、(i) 1次出品者を拘束する法令等に反することはなく、(ii) 1次出品者を当事者とする契約に反するものではないこと
  - (4) 1次出品者はアイテムに紐付く作品の作成者であること
  - (5) 作品に第三者作成のコンテンツが含まれる場合は、当該第三者から1次出品に必要な全てのコンテンツ利用権を事前に取得していること
  - (6) 1次出品者による1次出品は、第三者の知的財産権、人格権その他の権利、又は営業秘密・ノウハウ等を侵害するものではないこと
  - (7) 1次出品するアイテムは不正アイテムに該当しないこと
  - (8) 1次出品に係る作品の権利関係につき、訴訟、請求その他紛争が生じていないこと
  - (9) 1次出品するアイテムである作品は過去にNFTとして販売されたことがないこと
5. 1次出品者は、審査依頼以後、以下の各号に掲げる事項を遵守することを誓約します。
- (1) 1次出品する作品について、当社の事前の書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)による承諾なく、これと同一又は類似する作品をNFT又はMint可能なデジタルコンテンツとしてAdam byGMO以外のNFTプラットフォームで無償配布、1次出品又は販売しないこと
  - (2) 1次出品するアイテムに係る知的財産権について、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、又は独占的な利用許諾をしないこと
  - (3) 1次出品するアイテムについて、当社の事前の書面による承諾なく、当該アイテムの保有者に対して著作権者人格権を行使しないこと
6. 1次出品者は、当社が作品の審査依頼を受けて審査結果を可としたものを1次出品することができます。この場合、1次出品者は、定額販売又はオークション販売のいずれかの方法を選択して、1次出品したアイテムを販売することができます。また、1次出品者は、当該アイテムをAdam byGMOで無償配布することができます。
7. 1次出品者は、定額販売の場合はアイテムの取引契約成立前に限り、オークション販売の場合は購入者による入札前に限り、アイテムの1次出品を撤回することができます。
8. 1次出品者は、アイテムの取引契約成立以後は、当該取引契約を取消し、又は解除することはできません。

#### 第15条 (1次出品者による広告・宣伝)

1次出品者が、アイテムに関して、広告、宣伝、勧誘等を行う場合は、消費者契約法、特定商取引法、景品表示法その他の法令等に従い、かつ、虚偽表示、断定的判断の提供、誇大広告、不当表示等をしないものとします。

#### 第16条 (販売委託)

1. 当社は、1次出品者が1次出品したアイテムについて、1次出品者から販売委託を受けることができます。
2. 当社が1次出品者から販売委託を受けた場合、当社は販売委託に係るアイテムについて、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 販売委託に係るアイテムにつき取引契約が成立した時は、当該アイテムに係るアイテムの保有権及びその作品に係るコンテンツ利用権は、1次出品者から直接購入者へ移転します。
4. 販売委託に係るアイテムにつき取引契約が成立し、かつ、当社が購入者よりアイテム代金を

受領した場合、当社は販売委託をした1次出品者に対して、当社所定の方法により、当該アイテム代金を交付するものとします。

#### 第17条（2次出品）

1. 利用者のうち2次出品ができるのは自然人に限られます。
2. 利用者が2次出品をするためには、ユーザーアカウントの登録完了及び当社所定事項の申告が必要です。利用者は申告事項が真実かつ正確であることを保証するものとします。
3. 2次出品者は、1次出品者により2次出品の停止期間が設定されているアイテムについては、当該停止期間は2次出品をすることができません。

#### 第18条（商品の販売）

1. 商品は1次出品するアイテムとセットで販売する方法により、かつ、当社に販売委託する方法によってのみ販売することができます。
2. 1次出品者が、アイテムと商品のセットでの販売を希望する場合、当該アイテムに係る作品の審査依頼時に、当社に商品の審査依頼を併せて行うものとします。
3. 前項の審査依頼において当社が可とした場合は、1次出品者はアイテムと商品をセットで販売することができるものとします。
4. アイテムと商品のセットについて取引契約が成立した場合、1次出品者は自らの責任と負担により、当該商品を購入者に提供するものとします。
5. 1次出品者が購入者に提供した商品が種類、品質又は数量に関して取引契約の内容に適合しない場合、1次出品者は当社の指示に従い、商品の修補若しくは交換、又は代金の減額に応じるものとします。
6. 2次出品者は、商品を販売することはできません。

## 第4章 購入

#### 第19条（購入）

1. 利用者のうちアイテムの購入ができるのは自然人に限られます。
2. 利用者がアイテムを購入するためには、ユーザーアカウントの登録完了が必要です。
3. 定額販売の場合、購入者は出品者が指定したアイテムの価格によりアイテムを購入ことができ、購入者が当社所定の手続きを完了した時に出品者と購入者の間に当該アイテムに係る取引契約が成立します。
4. オークション販売の場合、購入者は入札及び落札によりアイテムを購入ことができ、購入者が落札した時に出品者と購入者の間に当該アイテムに係る取引契約が成立します。
5. アイテムに係る取引契約が成立した時に、アイテムの保有権及びその作品に係るコンテンツ利用権は、出品者から購入者に移転します。
6. オークション販売の場合、購入者は入札を撤回することはできません。
7. 購入者は、取引契約の成立以後、当該取引契約を解除することはできません。

#### 第20条（介入）

アイテムの出品、販売、無償配布、入札、落札、購入等において第32条（禁止行為）の規定に違反する行為があった場合、当社は当該出品、販売、無償配布、入札、落札、購入等の全部又は一部を変更し、又は無効にすることができるものとします。

#### 第21条（アイテム代金の支払い）

1. アイテムに係る取引契約が成立したとき、購入者は当社に対し、当社が所定の支払期限までに、当社所定の方法により、当該アイテム代金を支払うものとします。支払いに要する銀行振込手数料又はイーサリアム・ブロックチェーンのネットワーク手数料（ガス代）が生じる場合は、購入者が負担するものとします。
2. 定額販売により取引契約が成立したにもかかわらず、購入者が当社に対し、支払期限までにアイテム代金を支払わなかった場合は、取引契約は無効になります。この場合、当社は、当該購入者に対しアイテム代金に15%を乗じた金額をオプション料として請求することができます。



- オークション販売の落札により取引契約が成立したにもかかわらず、購入者が当社に対し、支払期限までにアイテム代金を支払わなかった場合は、取引契約は無効になります。この場合、当該アイテムの出品者は、自らの選択に応じて、(i)落札者の次順位に高い金額でアイテムの価格を入札した入札者に新たな購入権を付与する、又は(ii)出品を撤回することができます。当社は、当該購入者に対しアイテム代金に15%を乗じた金額をオプション料として請求することができます。
- 当社は、当社が購入者から受領したアイテム代金を、当該アイテムの出品者に対し、当社所定の方法により支払うものとします。支払いに要する銀行振込手数料が生じる場合は出品者が負担するものとします。

#### **第22条（販売手数料・決済手数料）**

- アイテムに係る取引契約が成立した場合、当該アイテムの出品者は、当社所定の販売手数料を、当社所定の方法により当社に支払うものとします。
- アイテムに係る取引契約が成立した場合、購入者がアイテム代金を支払う際に利用する決済方法に応じて決済手数料が生じるときは、出品者が負担するものとします。

#### **第23条（ロイヤリティ）**

- 2次出品により取引契約が成立し、購入者が当社に対しアイテム代金の支払いをしたとき、当社は当該アイテムに紐づく作品の作成者等に対し当該アイテムのロイヤリティを支払うものとします。支払いに要する銀行振込手数料が生じる場合は、作成者等が負担するものとします。
- ロイヤリティは、購入者が負担するものとします。
- 1次出品者は、1次出品の際に、アイテム代金の一部のうちロイヤリティの金額とする割合を定めることができます。
- 作成者等に対するロイヤリティの支払方法は、当社所定のものとなります。
- アイテムの保有者によって当該アイテムが在庫された場合、当該在庫以後、再在庫がない限り、当社はロイヤリティの徴収義務又は作成者等に対するロイヤリティ支払義務を負わないものとします。
- クリエイターアカウントが停止または削除された場合、当社は当該作成者のロイヤリティの徴収義務又は作成者等に対するロイヤリティの支払義務を負わないものとします。

## **第5章 在庫及び出庫**

#### **第24条（在庫及び出庫）**

- 利用者は当社所定の方法により、保有するアイテムを在庫することができます。但し、在庫できるのはAdam byGMOで1次出品されたアイテムに限ります。
- 利用者は、保有するアイテムを、当社所定の方法により、いつでも出庫することができます。但し、1次出品者により2次出品の停止期間が定められているアイテムについて、当該停止期間中は出庫することができません。
- 利用者は、出庫するときには、当社所定の手数料を当社に支払うものとします。利用者は、手数料の支払完了後は、出庫の解除はできません。
- 出庫するためには、利用者自らがイーサリアム・ウォレットを事前に保有する必要があります。
- 当社は、利用者の責に帰すべき事由（イーサリアム・ウォレットアドレスの誤入力を含みますが、これに限られません。）により利用者に生じた損害について、何ら責任を負わないものとします。

#### **第25条（出庫時のMint）**

利用者が保有するアイテムを最初に出庫する際に、当社が提供する方法により、当該アイテムについて、Mintされます。

## **第6章 知的財産権及び人格権等**

#### 第26条（Adam byGMOの知的財産権）

1. Adam byGMOのサービス、内容、情報、デザイン、システム、ソフトウェア、アプリケーション、その他の構成要素に係る知的財産権及び営業秘密・ノウハウ等は全て当社に帰属します。
2. Adam byGMO上のアイテムに係る知的財産権、人格権及び営業秘密・ノウハウ等は全て作成者に帰属します。
3. 利用者は、Adam byGMO又はその上のアイテムについて、無断で、コンテンツ利用行為をしないものとします。

#### 第27条（1次出品者による作品のコンテンツ利用権の許諾）

1. 1次出品者は、1次出品時にアイテムの作品に係る知的財産権及び人格権について、当社所定の方法により、購入者に許諾するコンテンツ利用権の内容をなすコンテンツ利用行為の範囲を定めるものとします。
2. 前項のコンテンツ利用権の内容は、当然に、以下の各号に掲げる事項を含むものとします。
  - (1) 永久かつ撤回不可であること
  - (2) 日本及び海外を地域的範囲とすること
  - (3) コンテンツ利用権許諾の対価はアイテムの価格に含まれること
  - (4) 作品に係る知的財産権を譲渡するものではないこと
  - (5) コンテンツ利用権許諾を受けた購入者が2次出品により当該コンテンツ利用権を譲渡することができること
  - (6) コンテンツ利用権の再許諾は不可であること
  - (7) Adam byGMOにおいて作品を表示できること
  - (8) Mint可能であること
3. 1次出品者は、1次出品の作品の審査依頼時に、当該作品に関して、当社に対して、作品を審査するために必要なコンテンツ利用行為ができる旨のコンテンツ利用権許諾をするものとします。
4. 1次出品者は、別段の合意がない限り、アイテムの1次出品時に、当該アイテムに紐付く作品について、当社に対して、(i)Adam byGMO上で販売、広告、宣伝等するため、並びに(ii)当社及び当社の親会社がAdam byGMOについて広告、宣伝、広報、プレスリリース等をするために、必要なコンテンツ利用行為ができる旨の再許諾可能な無償のコンテンツ利用権を許諾するものとします。
5. 1次出品者が、第16条（販売委託）の規定に基づき当社に販売委託をする場合、販売委託に必要な範囲で当社にコンテンツ利用行為のコンテンツ利用権許諾を行うものとします。
6. 1次出品者は、購入者及び当社が許諾されたコンテンツ利用権の範囲内でコンテンツ利用行為をする限り、当該アイテムに紐付く作品について著作者人格権及び実演家人格権を行使せず、かつ行使されないことを保証するものとします。

#### 第28条（1次出品者による権利譲渡）

1次出品者が当社の事前の書面による承諾を得て1次出品したアイテムに係る知的財産権を第三者に譲渡する場合、1次出品者は当該第三者をして、自らが利用契約上負担する義務と同等の義務を負担させ、かつ、当該アイテムに係るコンテンツ利用権を認めさせるものとします。

#### 第29条（保有者によるコンテンツ利用行為）

1. アイテムの保有者は、1次出品者により当該アイテムについて許諾されたコンテンツ利用権の範囲内においてのみ、当該アイテム及びそれに紐づく作品のコンテンツ利用行為をすることができます。
2. 保有者がアイテムを出庫した上で当該アイテムを第三者に販売する場合、保有者は当該第三者をして、当該アイテムに係るNFTについて許諾されたコンテンツ利用権の範囲内で当該アイテム及びそれと紐づく作品のコンテンツ利用行為をさせる義務を負担させ、かつ、当該第三者が当該NFTを転売する際も同様の契約条件にさせるものとします。

## 第7章 利用者の責任

### 第30条（自己責任の原則）

1. 利用者は、Adam byGMOにおける出品、販売、購入、表示、閲覧等は全て自己責任で行うものとします。
2. 利用者がAdam byGMO上で取引を行ったことにより生じた損益及び結果は、全て利用者へ帰属し、当社は何ら責任を負わないものとします。
3. 利用者が制限行為能力者である場合は、必ず法定代理人等に本規約等を読ませ、かつ、当該法定代理人等の同意等を得た上でAdam byGMOをご利用ください。当該法定代理人等は、当該制限行為能力者によるAdam byGMOの利用について、全ての責任を負うものとします。
4. 利用者は、Adam byGMOの利用時に制限行為能力者であり、かつ、法定代理人等の同意等を得ていなかった場合でも、行為能力者となった後にAdam byGMOを利用したときは、制限行為能力者であったときにAdam byGMOにおいて行った全ての行為を追認したものとみなします。

### 第31条（1次出品者の責任）

1. 1次出品者による1次出品したアイテムが不正アイテムに該当する場合、当社は当該1次出品を無効にし、かつ、当該不正アイテムをAdam byGMOから消去できます。
2. 1次出品者は、利用契約に違反し、又は不正アイテムを1次出品した場合は、これに起因又は関連して、(i)当社に生じた損害、(ii)当該アイテムを購入した他の利用者へ生じた損害、及び(iii)作成者に生じた損害を賠償及び補償するものとします。
3. 前項に規定する場合、当社が他の利用者又は作成者に生じた損害を賠償したときは、1次出品者は当社が支払った賠償金額を当社に賠償及び補償するものとします。
4. 1次出品者は、第16条（販売委託）の規定に基づき、当社に対して販売委託をした場合でも、本条の責任を免れないものとします。

### 第32条（禁止行為）

1. 利用者は、Adam byGMOの利用に関連して、以下の各号に掲げる事項のいずれかに該当する行為、又は該当するおそれがある行為をしてはならないものとします。
  - (1) 法令等違反、犯罪行為又は公序良俗違反
  - (2) 第42条（秘密保持義務）の規定に違反すること
  - (3) 第40条（反社会的勢力等の排除）第1項若しくは第2項又は第41条（輸出規制及び制裁）に違反すること
  - (4) 無限連鎖講を開設し、若しくはこれに加入することを勧誘し、又はこれらの行為を助長すること
  - (5) マルチ商法（連鎖販売取引）を行うこと、又はこれを助長すること
  - (6) 当社、作成者又は第三者の知的財産権、人格権、営業秘密・ノウハウ等その他権利利益を侵害すること
  - (7) 当社、作成者又は第三者を誹謗中傷若しくは侮辱し、又はその名誉若しくは信用を毀損すること
  - (8) 保有者が許諾されたアイテムに係るコンテンツ利用権の範囲を越えて、コンテンツ利用行為をすること
  - (9) 自らのアカウント又はアカウント情報を第三者に利用させ、又は貸与、譲渡若しくは売買等を行うこと
  - (10) 第三者のアカウント情報を使用する行為
  - (11) 自分以外の第三者になりすましてAdam byGMOを利用すること
  - (12) 法令等違反、犯罪行為又は本規約等違反の目的で一人の利用者が複数のアカウント登録をすること
  - (13) 取引契約が成立したアイテム代金を支払期限内に支払わないこと
  - (14) 自分以外の利用者の個人情報又は利用情報を収集すること
  - (15) 第三者又は利用者自らのシステム、ソフトウェア又はアプリケーションを利用してAdam byGMO上のアイテムのシステムトレード、自動売買等の取引をすること
  - (16) 当社がAdam byGMOに関連して提供するインターフェース以外の方法でAdam byGMOを利用すること

- (17) 当社の事業活動又はAdam byGMOの運営を妨害すること
  - (18) Adam byGMOを運営するためのコンピュータ、サーバ、ネットワーク若しくはシステム等に対して過度に負荷をかけること、又はサイバー攻撃、不正アクセス若しくはハッキング等を行うこと
  - (19) Adam byGMOに関連するシステム、ソフトウェア又はアプリケーション等に対してリバースエンジニアその他の解析をすること
  - (20) コンピュータ・ウイルス等の有害なプログラム等を送信し、又は掲載すること
  - (21) イーサリアム・ブロックチェーン、スマートコントラクト、ウォレット等に対して、サイバー攻撃、不正アクセス又はハッキング等を行うこと
  - (22) 登録情報を偽ること、又は虚偽の情報を当社に提供すること
  - (23) アカウント登録の申込時にユーザー登録拒否事由に該当しているにもかかわらず、これを偽ってアカウント登録の申込みをすること
  - (24) クリエイターアカウントの登録に係る審査の申込時に1次出品者登録拒否事由に該当しているにもかかわらず、これを偽ってクリエイターアカウント登録に係る審査の申込みをすること
  - (25) 当社に無断でAdam byGMOの宣伝、広告、勧誘、営業その他の営利を目的とする行為
  - (26) Adam byGMOを利用せずにAdam byGMO上のアイテムの取引を行うこと
  - (27) 取引契約を締結する意思がないにもかかわらず出品したり、アイテム代金を支払う意思がないにもかかわらず入札又は購入すること
  - (28) 出品者が自ら出品したアイテムについて、入札し、又は購入すること
  - (29) アイテムの価格変動を生じさせることを目的とした虚偽表示、虚偽告知、風説の流布、又は馴合取引等を行うこと
  - (30) マネー・ロンダリング又はテロ資金供与を行い、関与し、又は助長すること
  - (31) アイテムを金融商品取引法上の有価証券、資金決済法の適用を受ける前払式支払手段、電子決済手段、暗号資産、為替取引その他送金・決済手段等として利用すること
  - (32) アイテムに係る作品の作成者表示を消去すること、又は作成者を偽ること
  - (33) アイテムに係る作品の価値を低下させ、又は貶めること
  - (34) アイテムを不正アイテムにすること
  - (35) 作成者でないにもかかわらず、アイテムに係る作品について1次出品すること、又はMintしてNFTとして販売すること
  - (36) 上記各号の行為について第三者に教唆又は幫助すること
  - (37) 上記各号の他、弊社が合理的理由により不適切であると判断した行為
2. 利用者が前項の行為をしたことに起因又は関連して、当社、他の利用者又は第三者に損害が生じた場合、利用者は当該損害を賠償及び補償するものとします。

## 第8章 当社の責任

### 第33条（保証の否認）

1. 当社は、利用者に対し、Adam byGMOに関して、利用者の特定の目的に適合すること、完全性、正確性若しくは有用性を有すること、不正アイテムが出品されていないこと、継続的に利用できること、若しくは不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず、何ら保証するものではありません。
2. 当社は、利用者に対し、Adam byGMO上で取引されるアイテムの価格が当該アイテムの公正な市場価値を反映したものであること、又はアイテムの価格が保有者の不利に変動しないことについて何ら保証するものではありません。

### 第34条（契約不適合責任）

商品が種類、品質又は数量に関して取引契約の内容に適合しない場合、当社は商品の修補若しくは交換、又は代金の減額に応じるものとします。

### 第35条（返品）

当社は、Adam byGMOにより購入者に販売した商品につき、当該商品の種類、品質又は数量に関して取引契約の内容に適合しない場合を除いて、返品（申込みの撤回又は契約の解除をいいます。）には応じられません。

### 第36条（損害賠償責任）

利用者がAdam byGMOを利用することに起因して損害を被ったときは、契約責任、不法行為責任その他の法律上の請求原因の如何を問わず、当社の責に帰すべき事由があるときに限り、当社は責任を負担します。当社の当該責任は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社の行為に直接起因して現実に生じた通常損害に限るものとし、特別損害、間接損害、付随的損害又は逸失利益に係る損害等については何ら責任を負わないものとします。

### 第37条（免責）

当社は、以下の各号に掲げる事項に起因又は関連して利用者が生じた損害については、契約責任、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず、何ら責任を負わないものとします。

- (1) アイテムの出庫後のNFTの毀損、滅失等
- (2) 地震、台風、津波その他天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為その他武力行使、重大な疾病、伝染病その他感染症、法令等の制定・改廃・解釈の変更、公権力による命令・処分その他政府による行為、自主規制規則の制定・改廃、その他の不可抗力
- (3) 利用者の電子機器等の障害又は不具合
- (4) インターネット接続サービスの性能、又はインターネット接続環境における障害又は不具合
- (5) 当社が運用及び管理するAdam byGMOの設備のうち、第三者が提供するハードウェア、データベース、システム、ソフトウェア又はアプリケーション(OS、ミドルウェア及びDBMSを含みます。)の障害又は不具合
- (6) 合理的な商業上の注意をもってしても防止することが困難な、当社が運用及び管理するAdam byGMOの設備に対する、コンピュータ・ウイルス等の有害なプログラムの侵入、サイバー攻撃、不正アクセス、ハッキング等
- (7) 利用者が当社の定めるAdam byGMOの利用方法、利用環境等を遵守しないこと
- (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の障害又は不具合
- (9) 当社ウェブサイトにおけるハイパーリンクの有無を問わず、第三者が提供するウェブサイトにおける商品又はサービス
- (10) イーサリアム・ブロックチェーン又はウォレットの喪失
- (11) イーサリアム・ブロックチェーンのネットワーク手数料であるガス代の変動
- (12) イーサリアム・ブロックチェーンにおけるハードフォークの発生
- (13) 上記各号の他、当社の責に帰すべきでない事由

### 第38条（Adam byGMOの一時停止）

1. 当社は、Adam byGMOの運営に必要な場合、事前に利用者へ通知をした上で、Adam byGMOの全部又は一部の提供を一時停止して保守点検を行うことができます。但し、保守点検を緊急に行う必要がある場合には、事前に利用者へ通知することを要しないものとします。
2. 当社は、以下の各号に掲げる事由に該当する場合には、事前に利用者へ通知することなく、Adam byGMOの全部又は一部の提供を一時停止することができます。
  - (1) インターネット、コンピュータ、データベース、システム、ソフトウェア、又はアプリケーションの障害、情報セキュリティインシデント等、Adam byGMOの運用上又は技術上の理由によりやむを得ない場合
  - (2) イーサリアム・ブロックチェーンのネットワーク手数料であるガス代の急変、又はハードフォークが生じた場合
  - (3) NFT又はブロックチェーンの取扱いについて、合理的理由に基づき解決困難な技術上の問題が生じた場合
  - (4) 上記各号の他、当社の責に帰すべき事由によらずにAdam byGMOの運営が困難になった場合
3. 前2項の規定に基づくAdam byGMOの一時停止により利用者へ生じた損害について、当社は何ら責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

ん。

### 第39条 (Adam byGMOの変更及び終了)

1. 当社は、(i) 法令等の制定・改廃・解釈変更、行政機関の処分・命令・指導、自主規制規則の制定・改廃その他当社が従うべき法令等若しくは規則等が制定若しくは改廃された場合、又は(ii)当社の業務上の必要が生じた場合は、Adam byGMOの内容を変更し、又は提供を終了することができるものとします。
2. 当社がAdam byGMOの提供を終了する場合、当社は終了前の適切な時期に利用者にその旨及び終了日を通知するものとします。但し、緊急を要する場合はこの限りではないものとします。

## 第9章 一般条項

### 第40条 (反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、自らに関して、現在、以下の各号に掲げる事項を表明し、かつ、将来にわたっても誓約するものとします。
  - (1) 反社会的勢力ではないこと
  - (2) 反社会的勢力と以下の関係を有していないこと
    - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
    - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
  - (3) 自らの役員等(取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
  - (4) 反社会的勢力に、自らの名義を利用させ、ユーザーアカウント又はクリエイターアカウントの登録をさせるものではないこと
2. 利用者は、自らが、直接的又は間接的に、以下の各号に掲げる行為のいずれもしないことを誓約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) Adam byGMOの利用に関連して、脅迫的な言動(利用者又は利用者の関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。)をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて弊社の信用を毀損し、又は弊社の業務を妨害する行為
  - (5) その他上記各号に準じる行為
3. 利用者が前2項に定める表明事項又は誓約事項のいずれかに違反することが判明した場合、当社は、何らの通知又は催告を要することなく利用者との利用規約を解除することができます。かかる解除に起因して利用者何らかの損害が生じた場合であっても、当社は、利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。また、かかる解除は当社の利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

### 第41条 (輸出規制及び制裁)

1. Adam byGMOの製品、サービスには、米国の輸出・再輸出規制に関する法令及び他の法域で適用される同様の制裁法令(制裁当局(米国(米国財務省外国資産管理室(以下「OFAC」といいます。))、米国国務省等を含みますが、これらに限られません。)、国際連合、欧州連合及びその加盟国、英国財務省、日本国財務省等を含みます。))によって管理、施行又は執行される貿易、経済、金融制裁法)、制裁規制、禁輸措置及び制限措置(これには、米国商務省が管理する輸出管理規則(以下「EAR」)、米国財務省OFACが管理する貿易・経済制裁措置、及び米国国務省が管理する国際武器取引規則(以下「ITAR」といいます。))、日本国財務

省・経済産業省が管理する外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)が含まれます。)が適用される場合があります。利用者は、以下の各号に掲げる事項を表明し、かつ、将来にわたっても誓約するものとします。

- (1) 米国が物品の禁輸を行っている国、又はその他制裁法令により経済制裁の対象となっている国に居住していないこと
  - (2) 適用される輸出・再輸出に関する法令、他の法域で適用される同様の法律、その他米国政府の禁止・制限対象者リストに記載されている取引禁止対象者又はこれらの者に所有若しくは支配(最終的な支配を含みます。)されている者ではないこと
  - (3) これらの制裁法令に違反することとなる可能性のある活動に従事していないこと
2. 利用者は、**EAR**及び**OFAC**が管理する貿易・経済制裁措置並びに外為法等を含む全ての該当する輸出・再輸出規制に関する法令を遵守することに同意します。具体的には、利用者は、本規約に基づいて当社から受領した製品、ソフトウェア、技術(当該技術から派生した、または当該技術に基づく製品を含みます。)、サービスを、**EAR**及び**OFAC**が管理する貿易・経済制裁措置、又は米国若しくはその他の法域の適用される法令(外為法を含みます。)で禁止されている目的地、団体、個人に対して、これらの法令で必要とされる事前承認を管轄政府機関から得ることなく、直接的又は間接的に、使用、販売、輸出、再輸出、移転、転用、リリース、又はその他の方法で処分しないことに同意します。

#### 第42条 (秘密保持)

1. 利用者は、利用契約に関連して、当社より書面、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法又は媒体を問わず、開示を受けた情報のうち、当社が秘密である旨を明示した情報(以下「秘密情報」といいます。)について、当社が事前に書面により承諾した場合を除き、**Adam byGMO**の利用目的以外では利用せず、かつ、第三者に開示又は漏えいしないものとします。但し、以下の各号に掲げる情報にはこの限りではありません。
  - (1) 開示時又は取得時に、既に公知であった情報
  - (2) 開示後に利用者が利用契約に違反することなく公知となった情報
  - (3) 開示時に利用者が既に適法に保有していた情報
  - (4) 利用者が秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - (5) 利用者が開示を受けた秘密情報を利用することなく独自に開発したことを証明した情報
2. 前項の規定にかかわらず、利用者は、法令等を遵守する必要がある場合、及び法令等上秘密保持義務を負担する弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等に開示する必要がある場合には、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することができます。

#### 第43条 (通知)

1. 当社から利用者への通知は、別に定めがない限り、(i)アカウント情報にある電子メールアドレスへの電子メールの送信、(ii)マイページへのお知らせ掲載、(iii)当社ウェブサイトへのお知らせ掲載、(iv)その他当社が適切と認める方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から利用者への通知をした場合は、電子メールの送信のときは電子メールの送信時、マイページへのお知らせ掲載のときは掲載時に、それぞれ、当該通知が利用者に到達したものとみなします。
3. 利用者が当社に対して通知する場合は、当社が別途定めるお問い合わせフォームにより行うものとします。

#### 第44条 (公租公課)

**Adam byGMO**の利用に関連して利用者に課される公租公課については、利用者が負担するものとします。また、当該公租公課の種類及び金額については、購入者の自己責任で確認するものとします。

#### 第45条 (譲渡禁止等)

1. 利用者は、当社の事前の書面による承諾がない限り、利用契約に基づく権利義務又は利用契約上の地位を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、承継させ、又はその他の処分をしては

ならないものとしす。但し、利用者が保有するアイテム又は出庫されたNFTに関してはこの限りではありません。

2. 当社は、Adam byGMOに係る事業を第三者に譲渡し、又は承継させる場合、利用契約に基づく権利義務並びに利用契約上の地位を当該第三者に譲渡し、又は承継させることができるものとしす。
3. 前項の場合、当社は、利用者の登録情報及び個人情報前項の第三者に承継させることができるものとしす。

#### **第46条（分離可能性）**

本規約等のいずれかの規定の一部が、法令等により無効又は執行不能となった場合であっても、本規約等のうち無効又は執行不能とされた規定以外の規定は引き続き完全な効力を有するものとしす。

#### **第47条（言語、準拠法及び裁判管轄）**

1. 本規約等は日本語を正文としす。本規約等について、参考のために英語訳が作成された場合でも、日本語の正文のみが有効なものとしす。
2. 本規約等及び利用契約の準拠法は日本法とし、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）は適用されません。
3. 本規約等、利用契約及びAdam byGMOに関連して利用者と当社に生じた全ての紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としす。

#### 附 則

2021年8月25日 制定

2021年9月30日 改定

2022年12月1日 改定

2023年6月15日 改定